|  |
| --- |
| 「大阪池田ゲストインフォメーション管理運営及び池田駅周辺エリア回遊推進事業委託」に関するプロポーザル募集要項 |

＜履歴＞

平成28年10月5日 Ｊプロジュースとの打合せのため作成

平成28年10月11日 ミツラク様との打合せのため修正のうえ発行

令和２年１１月

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

**１　件名**

大阪池田ゲストインフォメーション管理運営及び池田駅周辺エリア回遊推進事業委託

**２　業務内容に関する事項**

1. 業務の概要・目的等

池田の２大集客施設である五月山動物園と「カップヌードルミュージアム 大阪池田」を起点に、その２施設間に存在する観光施設や商店街を通行させ、来街者の回遊を推進し、滞在時間を延長させることで、観光の振興及び市内消費額の増加が期待できます。

これまで、大阪池田ゲストインフォメーションでは観光施設や商店街等への案内を実施し、また、回遊に繋がるソフト事業を実施してきました。

　　　本業務は、大阪池田ゲストインフォメーションの管理運営と回遊を推進するソフト事業の実施により、上記の効果を継続促進することを目的とします。

(2) 業務内容

　　　別紙「業務仕様書」参照

(3) 契約期間

　　　令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

　　　令和3年4月1日から令和4年3月31日まで　　8,000 千円（税込）

　　　令和4年4月1日から令和5年3月31日まで　　8,000 千円（税込）

　　　令和5年4月1日から令和6年3月31日まで　　8,000 千円（税込）

**３ 参加資格**

参加資格を有する者は、下記の条件を全て満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条に該当しないこと。

(2) 心身の故障により業務を適正に行うことができないものでないこと及び未成年でないこと。

(3) 破産法（平成16 年法律第75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及び　その開始決定がされている者でないこと。

(4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(5) 法人税･消費税及び地方消費税、都道府県税、法人市民税及び市町村・府県民税、固定資産税を完納し、かつ、証明書が提出できること。

(6) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと池田市が認めたものを除く。）でないこと。

(7) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、池田市指名停止措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。

(8) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

**４ スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | | 日　程 |
| １ | プロポーザル公募開始 | 令和2年11月2日(月) |
| ２ | プロポーザル説明会開催 | 令和2年11月24日(火) |
| ３ | 質問提出期限 | 令和2年11月30日(月) |
| ４ | 質問への回答 | 令和2年12月11日(金) |
| ５ | プロポーザル参加表明関係書類提出締切 | 令和2年12月18日(金) |
| ６ | 提案資格結果通知 | 令和2年12月25日(金) |
| ７ | プロポーザル提案書類提出締切 | 令和3年1月14日(木) |
| ８ | 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和3年1月中旬 |
| ９ | 結果通知 | 令和3年2月中 |
| 10 | 契約締結 | 令和3年4月1日(木) |

**５　募集要項等の配布**

募集要項、様式一式を配布します。※池田市ホームページからもダウンロードできます。

1. 配布期間

令和2年11月2日（月）～令和2年12月18日（金）

※土日祝を除く。午前８時45分から午後５時15分まで

1. 配布場所

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

住　　所　〒563-8666 大阪府池田市城南１丁目１番１号（池田市役所７Ｆ）

電話番号　072-754-6230

**６　プロポーザル説明会開催**

1. 開催日時

令和2年11月24日（火）　午前9時30分～午前11時30分

1. 開催場所

池田・府市合同庁舎 ５階大会議室（池田市城南１－１－１）

(3) 申込方法

電子メールによる。※送信後は、電話にて着信確認を行ってください。

E-mail　shoro@city.ikeda.osaka.jp

(4) 説明会への申込期限

令和2年11月20日（金）　午後5時15分まで

**７ 質問書（様式１）の提出**

本募集要項及び仕様書の内容等について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、池田市ホームページに掲載します。なお、質問に対する回答をもって、本募集要項を追加補正したものとみなします。また、質問者の名称は公表しません。

(1) 提出期限　令和2年11月30日（月）午後5時15分（必着）

(2) 提 出 先　池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

E-mail　 [shoro@city.ikeda.osaka.jp](mailto:shoro@city.ikeda.osaka.jp)

電話番号　072-754-6230

(3) 提出方法 電子メールによる。※送信後は、電話にて着信確認を行ってください。

(4) 回答方法 令和2年12月11日（金）を目途に、提出されたすべての質問とその回答を市の公式ホームページに掲載します。

**８ 参加に係る手続き**

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加表明のための書類を提出してください。

(1) 提出期限　 令和2年12月18日（金）午後5時15分（必着）

(2) 提 出 先 5の(2)に同じ

(3) 提出方法 　持参

（注意）

・持参の場合は、平日午前8時45分～午後5時15分までに、池田市市民活力部にぎわい戦略室商工労働課（池田市役所７Ｆ）にて受け付けます。

・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

(4) 参加表明のための提出書類

ア 参加意向申出書（様式２） １部

イ 申請者の事項に係る証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

① 法人の場合

・登記事項証明書（全部事項証明書）１部

　 ② 個人の場合

・本籍地の市区町村が発行する身分証明書で準禁治産者、破産者でないことが分かるもの　１部

・法務局が発行する成年後見登記にかかる登記されていないことの証明　１部

ウ 印鑑証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

1. 法人の場合

・法務局が発行した代表者の印鑑証明書　１部

1. 個人の場合

・市区町村長が発行した申請者本人の印鑑証明書　１部

エ 【法人のみ】法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

・税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その３の３）　１部

・非課税の場合は、非課税証明書　１部

オ 【個人のみ】申告所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

・税務署発行の代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その３の２）　１部

・非課税の場合は、非課税証明書　１部

カ 都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

1. 法人の場合

・池田市と契約する先の所在地のもので、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書　１部

・非課税の場合は、非課税証明書　１部

1. 個人の場合

・代表者の都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書　１部

・非課税の場合は、非課税証明書　１部

　キ 【法人のみ】法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

・池田市と契約する先の所在地のもので、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書　１部

・未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前1年間の納税証明書　１部

・非課税の場合は、非課税証明書　１部

ク 【個人のみ】市町村民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

・市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書　１部

・未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前1年間の納税証明書　１部

・非課税の場合は、非課税証明書　１部

ケ 財務諸表の写し（最近１ヵ年のもの、半期決算の場合は２期分）１部

　　 ・貸借対照表

　　 ・損益計算書

　　 ・株主資本等変動計算書

コ 委託業務経歴書（様式３）及び契約書等の写し（実績の証明） １部

サ 誓約書（様式４） １部

シ 提案資格確認結果通知書の返信用封筒（宛名を記載し、84円切手を貼ったもの）１枚

**９　提案資格確認結果の通知**

本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず令和2年12月25日（金）にメールで結果を通知し、後日、提案資格確認結果通知書を郵送します。

**10　提案書の提出**

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式５、様式６-１・６-２、様式７、様式８、様式９）に基づき作成するものとします。配布期間に受取りに来られるか、池田市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 提案については「提案書」（様式５）を鏡とし、次の項目に関する提案を所定の様式を使用して作成し、添付提出してください。

ア　業務実施体制について（様式６-１・６-２）

例：従事スタッフの構成、人数、経歴等

イ　業務実績（様式７）

観光施設管理運営に係る実績について、具体的に記入してください。

ウ　業務計画書（様式８）

　　　業務実施にあたり、想定されるスケジュールをわかりやすく記載してください。

エ　業務実施方針及び手法（様式９）

別紙業務仕様書 「５業務内容」の(1)～(2)について、具体的に提案内容を記入してください。

オ　参考見積書

　　　　様式はありません。契約期間の３年度分について、内訳が分かる内容で提出してください

(3) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア　提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ　文字は注記等を除き原則として11ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ　多色刷りは可としますが、モノクロ複写でも見易いよう配慮をお願いします。

(4) 提案書の提出

ア　提出部数　正本１部、副本として10部

イ　提出期限　令和3年1月14日（木）午後5時15分必着

ウ　提 出 先　5(2)に同じ

エ　提出方法　持参

(5) その他

ア　所定の様式以外の書類については受理しません。

イ　プロポーザルの提出後、池田市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ　提出された書類は、返却しません。

エ　プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ　プロポーザルの提出は、１者につき１案のみとします。

カ　提案内容の変更は認められません。

**11　審査方法及び審査基準**

大阪池田ゲストインフォメーション管理運営及び池田駅周辺エリア回遊推進事業委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を行います。審査は非公開とし、審査結果に対する質問や異議は一切受け付けません。

1. 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

次のとおり審査を実施します。審査結果は、審査を受けたすべての参加者に通知します。

ア　日　　程 令和3年1月中旬

イ　実施場所 池田市役所内会議室（池田市城南１－１－１）

ウ　出 席 者 総括責任者と担当者を含む３名以下としてください。

エ　所要時間　　　40分以内

1. 準備　　　　　　　　5分
2. プレゼンテーション　15分以内
3. ヒアリング　　　　　15分以内
4. 撤収　 　　5分

オ　使用機器 プロジェクター及びスクリーンは、池田市が準備します。

カ　そ の 他　　　詳細は、別途通知します。

1. 審査の方法・基準

選定は、下記の「審査基準」に基づき、選定委員会の評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定します。

審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 配点 | 評価 |
| １．大阪池田ゲストインフォメーションの運営に関する視点（60点） | | |
| 業務目的の理解度及び受託に必要な基礎知識が十分か。 | 10 |  |
| 提案内容が効果的で創意工夫のあるものとなっているか。 | 15 |  |
| 業務遂行に必要な能力を有する人材を適正配置しているか。 | 12 |  |
| 本施設の特性を利用した本市のプロモーション方法や池田駅周辺施設・イベントへの誘致方法が具体的に提案されているか。 | 15 |  |
| 当該業務と同等類似の実績があるか。 | ８ |  |
| ２．池田駅周辺エリア回遊推進事業に関する視点（20点） | | |
| 業務目的の理解度及び受託に必要な基礎知識が十分か。 | ３ |  |
| 提案内容が効果的で創意工夫のあるものとなっているか。 | ６ |  |
| 駅周辺施設の他施設や他店舗に誘導する具体的取組が提案されているか。 | ４ |  |
| 駅周辺での滞在時間が延長される具体的取り組みが提案されているか。 | ４ |  |
| 当該業務と同等類似の実績があるか。 | ３ |  |
| ３．見積金額（20点） | 20 |  |
| 評点の合計 | 100 |  |

※全評価委員の採点の平均点が６０点以下の場合は、優先交渉権者として選定しません。

※評価が同点の場合は、見積金額の低い方に決定します。

**12 審査結果の通知**

参加者の審査結果は、結果通知書により、令和3年2月中に通知します。審査結果の公表にあたっては、市のホームページにおいて、優先交渉権者及び審査結果の概要（得点）を公表します。

**13 提出された書類の取扱い**

(1) 提出された書類は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「池田市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、優先交渉権者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) 提出された書類は、返却しません。

**14　無効となるプロポーザル**

(1) 本要項に定める提出方法に適合しないもの

(2) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(3) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの

**15　契約手続きについて**

(1) 優先交渉権者に選定された者と池田市との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に池田市と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 優先交渉権者が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、池田市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているときは、契約を締結しません。

**16　その他**

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

本プロポーザルにおいて選定された契約相手方は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。契約書作成にかかる費用は受注者の負担となります。

(4) 池田市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部又は一部を受注できない場合があります。

(5) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、池田市と協議の上、行うこととします。

(6) この契約は、長期継続契約です。翌年度以降に予算が削減又は減額された場合、契約を解除することがあります。

**17　問い合わせ先**

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

所在地　〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号（池田市役所７Ｆ）

電　話　072-754-6230